

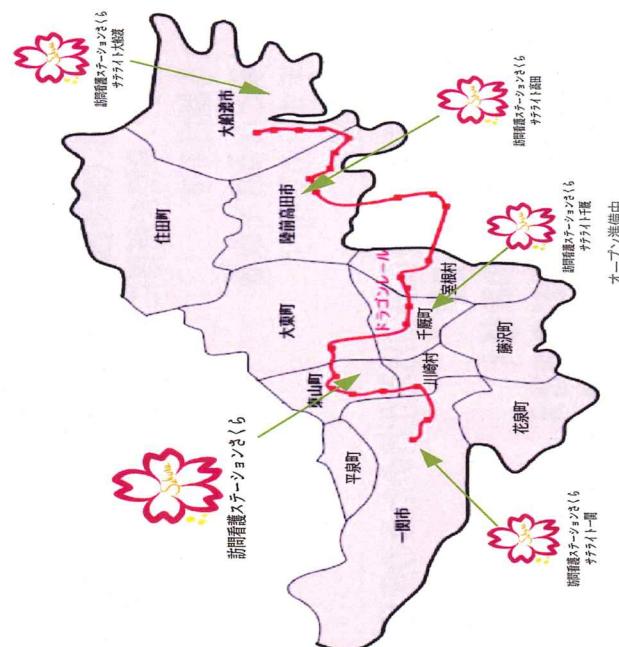
【福祉用具さくら】のいいところ

訪問さくらが行ける範囲が適応範囲です。

【身体機能を把握する能力】
【生活上の問題点を抽出する能力】
【必要な機器用具の選定】



「福祉用具の選定にハビリがいてくれたらいいな」
「福祉用具を選ぶのをリハビリにお願いしよう」
「そう思つたことはありませんか？」
福祉用具さくらでは、理学療法士・作業療法士が福祉用具の選定と使用方法の指導、動作の確認をおこないます。



福祉用具さくら

Rehabilitation Mind Powerd by

AKASI

☎0191-30-9047

事業所番号:0370902108

〒029-0302 岩手県一関市東山町長坂字町325
<http://akasi.info>

理学療法士・作業療法士
が福祉用具を選定します。

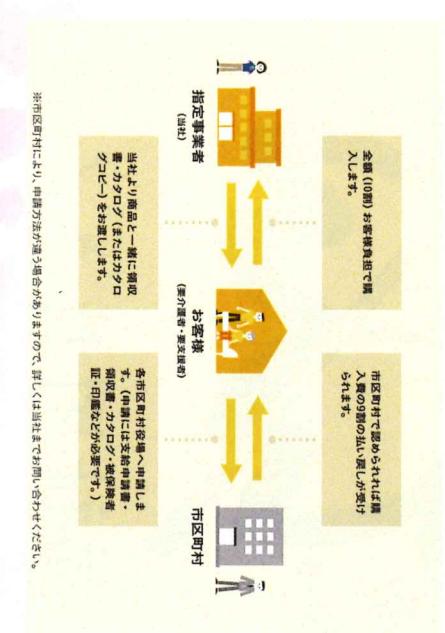
福祉用具販売

支給対象者：要介護指定をうけて要支援1～要介護5と認定された方。

利用限度額：毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間で10万円（税込）まで。限度額を超えた部分は全額自己負担となります。

介護保険で購入できる特定福祉用具商品例

- ・腰掛け便座
- ・入浴補助用品
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排泄支援機器



1：対象者

要支援・要介護と認定され、在宅で生活されている方。

2：支給限度基準額

20万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）
償還払：9割が所得によっては8割が本人に給付される制度です。

3：対象となる住宅改修

- ・手すりの取付け
- ・段差解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・上記の工事に付帯して必要となる工事

住宅改修相談

1：対象者
要支援・要介護と認定され、在宅で生活している方。

2：支給限度基準額

20万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）
償還払：9割が所得によっては8割が本人に給付される制度です。

3：対象となる住宅改修

- ・手すりの取付け
- ・段差解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・上記の工事に付帯して必要となる工事

福祉用具貸与事業

- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・特殊寝台
- ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・手すり

- ・スローブ
- ・歩行器
- ・歩行補助杖
- ・自動排泄処理装置

介護サービス計画の作成

① 住まい改修の事前相談
居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）

に作成依頼

※ケアマネジャーは利用者本人も可

- ・施工（工事完了申請書）
- ・見積依頼
- ・見積提出
- ・見積依頼
- ・見積提出
- ・施工（工事完了申請書）

② 事前申請

③ 承認書（許可書）

介護保険認定者に、上記の商品を貸与できます。
介護度によって制約条件があります。詳しくは担当ケアマネジャーにご相談ください。

作業療法士：菅原 晃弘
小野寺 克幸

理学療法士：櫻場 道

担当セラピスト

担当セラピスト

リホーム業者

① 9割相当額を支払

市区町村